

静岡市消防本部告示第4号

静岡市火災予防条例（平成15年静岡市条例第286号）第68条の規定に基づき、消防長が指定する物質を、次のとおり定めたので告示する。

平成19年10月16日

静岡市消防長 岡 村 一 博

1 核燃料物質

原子力基本法（昭和30年法律第186号）第3条第2号に規定する核燃料物質で、次の表の左欄に掲げる種類に応じ、当該右欄に掲げる数量以上のもの

種 類		数 量
(1)	ウラン235のウラン238に対する比率が天然の混合率であるウラン又はその化合物	ウランの量300グラム
(2)	ウラン235のウラン238に対する比率が天然の混合率に達しないウラン又はその化合物	ウランの量300グラム
(3)	(1)又は(2)の物質の1又は2以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの	ウランの量300グラム
(4)	トリウム又はその化合物	トリウムの量900グラム
(5)	(4)の物質の1又は2以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの	トリウムの量900グラム

2 放射性同位元素

放射性同位元素等による放射線障害防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素並びに放射性医薬品の製造及び取扱規則（昭和36年厚生省令第4号）第1条第1号に規定する放射性医薬品で、次の表の左欄に掲げる種類に応じ、当該右欄に掲げる数量以上のもの（種類が2以上のものについては、それぞれ種類に応じた数量に対する割合の和が1以上となるもの）で濃度74ベクレル毎グラム以上のもの

種 類	数 量
ストロンチウム90及びアルファ線を放出するもの	3.7キロベクレル

物理的半減期が 30 日を超える放射線を放出するもの（水素 3、ベリリウム 7、炭素 14、硫黄 35、鉄 55、鉄 59 若しくはストロンチウム 90 又はアルファ線を放出するものを除く。）	37 キロベクレル
物理的半減期が 30 日以下の放射線を放出するもの（フッ素 18、クロム 51、ゲルマニウム 71 及びタリウム 201 並びにアルファ線を放出するものを除く。）又は硫黄 35、鉄 55 又は鉄 59	370 キロベクレル
水素 3、ベリリウム 7、炭素 14、フッ素 18、クロム 51、ゲルマニウム 71 又はタリウム 201	3.7 メガベクレル

### 3 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 2 条に規定する高圧ガスのうち、次の表の左欄に掲げる種類に応じ当該右欄に掲げる数量以上のもの（高圧ガスが液化ガス又は液化ガス及び圧縮ガスであるときは、液化ガス 10 キログラムをもって容積 1 立方メートルとみなす。）

種 類	数 量
メタン、エタン、プロパン、ブタン、アセチレン、エチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、塩化ビニールモノマー、油ガス、石炭ガス、水素、水性ガス、メチルエーテル等の可燃性ガス	30 立方メートル
窒素若しくは炭酸ガス（これらのうち消火設備に使用されている消火薬剤を除く。）、酸素、亜酸化窒素、クロルジフルオルメタン、アルゴン又は 6 フッ化硫黄	50 立方メートル

### 4 有毒ガス

次に掲げるガスで、温度零度及びゲージ圧力零パスカルの状態に換算して 2 立方メートル以上のもの

フッ化水素、塩化水素、ブロム水素、リン化水素、ヒ化水素、セレン化水素、硫化水素、アンチモン化水素、亜硝酸メチル、亜硫酸エチル、メチルフォスフィン、ジシアン、青酸ガス、クロルメチル、ブロムメチル、ブロムエチル、オゾン、二酸化塩素、ホスゲン、塩素、亜硫酸ガス、アンモニア、一酸化炭素、ジメチルアミン、モノメチルアミン、トリメチルアミン又は酸化エチレン
---

### 5 有毒物質

次の表の左欄に掲げる種類に応じ、当該右欄に掲げる数量以上のもの

種 類	数 量

シアン化合物（フェロシアン化合物、フェリシアン化合物、ロダ ン化合物を除く。）、ヒ素化合物、モノフルオール酢酸又はこれら を含有する製剤で水溶性のもの	30 キログラム
有機水銀化合物、有機リン化合物、有機ヒ素化合物、ハロゲンシ アン化物、水銀又はこれらを含有する製剤	30 キログラム
イソシアネート、チオイソシアネート、シアンヒドリン、酢酸カ ドミウム又はこれらを含有する製剤	100 キログラム
ケイフッ化物、塩化アルミニウム、塩化水銀、臭化アンモン、臭 化水銀、フッ化アンモン、ヨウ化アンモン又はヨウ化水銀	100 キログラム
アンモニウム、アンチモン、ヒ素、亜鉛、セレン若しくはケイ素 の硫化物、ナトリウム、カリウム若しくはアルミニウムのリン化 物、ハロゲン化リン、オキシハロゲン化リン、酸化リン、オキシ サルファイド、オキシハライド又はこれらを含有する製剤	100 キログラム
芳香族ニトロアミド化合物、B-クロルナフタリン、モノクロル 酢酸、トリクロル酢酸、クロロシラン類又はこれらを含有する製 剤	200 キログラム
フェニレンジアミン、B-アミノピリジン、ナフチルアミン又は これらを含有する製剤	200 キログラム
フェノール類、メルカプタン類又はこれらを含有する製剤	200 キログラム
D・D・T又はB・H・C等の有機塩素系殺虫剤	200 キログラム
苛性カリ、苛性ソーダ等の強アルカリ又は溶融アルカリ	500 キログラム
アルカリ溶液（濃度 10 パーセント以上）又はアンモニア水（濃度 10 パーセント以上）	2,000 リットル
溶融金属	2,000 キログラム
フッ化水素酸、臭化水素酸、ヨウ化水素酸、塩酸又はケイフッ化 水素酸で濃度 10 パーセント以上のもの	200 キログラム
ポリ塩化ビニール、ポリ塩化ビニリデン、ポリ酢酸ビニール、ポ リアクリルニトリル樹脂又はこれらの共重合樹脂	2,000 キログラム

## 6 火薬類

火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第 2 条に規定する火薬類で、次の表の左欄に掲げ

る種類に応じ、当該右欄に掲げる数量以上のもの

種 類		数 量
火薬		2.5 キログラム
爆薬		1 キログラム
火     工  品	導火線	100 メートル
	銃用雷管	1,000 個
	信号雷管	15 個
	実砲又は空砲（建設用びょう打銃用空砲を除く。）	500 個
	建設用びょう打銃用空砲	1,000 個
	信号焰管、信号火せん又は煙火（がん具用煙火を除く。）	2.5 キログラム
	がん具用煙火（クラッカーボールを除く。）	10 キログラム
	がん具用煙火に該当するクラッカーボール 工業雷管、信管その他の火工品	2.5 キログラム 火薬にして 2.5 キログラム、爆薬にして 1 キログラムに相当する量

## 7 易燃性物質

次の表の左欄に掲げる種類に応じ、当該右欄に掲げる数量以上のもの

種 類	数 量
マグネシウム、ジルコニウム、テルミット又はフェロシリコン（シリコン濃度 50 パーセント以上）	1,000 キログラム
可燃性粉体	5,000 キログラム
ジアゾ化合物	500 キログラム
ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリカーボネート、ポリエーテル、ポリウレタン、ポリスチレン、ポリアミド、ポリエステル、エポキシ樹脂又はポリメタアクリレート樹脂	フォーム状のもの 500 キログラム 薄板状又はフィルム状のもの 5,000 キログラム

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(告示の廃止)

2 消火活動に支障を生ずる物質の指定の件（平成15年静岡市消防本部告示第7号）は、廃止する。